



2021年3月31日

各 位

会 社 名: 株式会社ダイナックホールディングス  
代表者名: 代表取締役社長 伊藤 恭裕  
(コード番号: 2675 東証第二部)  
問合せ先: 取締役常務執行役員 及川 直昭  
(電話: 03-3341-4216)

### 債務超過の猶予期間入りに関するお知らせ

当社は、本日、有価証券報告書を提出し、2020年12月期において債務超過となったことから、本日の株式会社東京証券取引所の発表の通り、有価証券上場規定第601条第1項第5号の規定に基づき、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となりましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書（自2020年1月1日至2020年12月31日）

#### 2. 債務超過に至った経緯

近年、外食業界においては、依然として根強い消費者の節約志向の中、人手不足を背景にした人件費の上昇、原材料価格・エネルギー価格の高止まりに加え、消費税増税に伴う消費マインドへの影響懸念等、厳しい経営環境が続いており、当社グループでは、2019年12月期において親会社株主に帰属する当期純損失305百万円が発生いたしました。さらに、当社グループにおいては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、総店舗数255店（2020年3月末現在）のうち2020年4月6日に全国（首都圏・中京圏・近畿圏）158店舗の臨時休業を開始し、その後2020年4月7日に政府より緊急事態宣言が発せられたことを受け、臨時休業店舗を165店舗に拡大し、その他90店舗においても営業時間短縮等の措置を実施いたしました。同宣言解除後は、感染拡大防止策を徹底した上で、各自治体が要請する営業時間に従い、全店の営業を順次再開いたしました。各店舗において感染再拡大の状況に左右されながらも売上は回復傾向にありましたが、一方で、消費者の会食自粛の継続等により、一部店舗では再び臨時休業や営業時間短縮を余儀なくされたほか、ソーシャルディスタンス等の感染拡大防止対策による客席数の減少に加えて、在宅勤務の継続等、消費者の行動変化に伴う売上機会損失も発生いたしました。加えて、2020年11月下旬には東京都や大阪府等から営業時間の短縮要請を受け、直営飲食ビジネスの売上高を中心に再び甚大な影響を受けました。

上記により売上高が前連結会計年度比47.0%減少し、当社グループの業績は過去最大の赤字を計上い

たしましたが、パート・アルバイトを含む従業員の雇用を守り、かつ、損失を最小限に留められるよう、低収益店舗の撤退や家賃の減免交渉、本社費用の削減、投資の抑制等、あらゆる手段を通じてコストの削減を図りました。具体的には、緊急事態宣言が発せられた2020年4月7日以降に同感染症拡大の影響による来客数の減少により今後の収益回復が見込めないと判断した不採算店舗等を26店舗閉店し、当該閉店に伴うパート・アルバイトを含む従業員の配置転換により採用関連費用の圧縮に努め、また、既に決定していたものを除き、バー・レストランの新規出店や店舗改装を抑制することで追加的な損失や資金流出を抑えました。更に、2020年3月末時点において複数の金融機関との間で締結していた当座借越契約に基づき借入総枠約100億円を確保しておりましたが、同感染症の感染拡大の影響とその長期化に備えて財務基盤の安定性をより一層高める目的で、2020年4月下旬以降に新たに追加借入として55億円を調達し、当面の事業活動に必要な資金を確保いたしました。

以上の結果、2020年12月期における業績につきましては、売上高19,696百万円、営業損失6,079百万円、経常損失6,071百万円となりました。また、臨時休業期間における店舗運営にかかる固定費の計上に加えて、今後の経営環境等を踏まえて、将来の回収可能性を保守的に検討したことによる一部店舗に係る減損損失を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は8,969百万円となり、当社グループの連結純資産は△4,869百万円の債務超過となっております。

### 3. 猶予期間

2021年1月1日から2022年12月31日

(注) 2020年4月21日付けの株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程等の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の影響により債務超過の状態となった場合、上場廃止までの猶予期間を1年から2年に延長されております。

### 4. 今後の見通し

今後の見通しにつきましては、本日公表しました「債務超過解消に向けた計画について」をご覧ください。

以 上